

【共産党市議団】 市政要望の申し入れについて 回答

番号	要望項目	左に対する対応方針等	担当部・課
1	<p>地方交付税制度は、本来交付税を算定する際、標準的な経費水準をもとに算定すべきであるが、国が導入している「トップランナー方式」は少ない経費で同程度の事業をおこなう自治体＝トップランナーの経費水準で算定するものであり、地方交付税制度をゆがめ、一層の行政を強要するものであり、トップランナー方式の中止を国に求めること。</p>	<p>トップランナー方式については、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件等の各自治体が置かれている実情を考慮すれば、一律の行政コストの削減はなじまないことに十分留意が必要であることなどを踏まえ、地方交付税の基準財政需要額については、標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するよう、全国市長会を通じて要望しています。</p> <p>今後も、国の動向を注視しながら、全国市長会等を通じて引き続き対応していきます。</p>	<p style="text-align: center;">総務部 行財政改革課</p>
2	<p>ふるさと納税は、自分の故郷や魅力ある町を支援したいという良心と善意にもとづき行われることが、本来の姿である。また、税控除は納税する市民にとって税である限り公平・公正が確保される必要がある。そうした点から、住民税の控除があるふるさと納税は、①鳥取市民については他の寄附を行う場合と同様に扱い、②鳥取市出身など市民以外の方からの寄附金に対する返礼品は段階的に縮小すること。また、③地場産品のPRと販売は別途の対策を拡充すること。</p>	<p>住民税の控除があるふるさと納税は、</p> <p>①鳥取市民からの寄附については、他の寄附を行う場合と同様に扱うことという要望については、そもそも地方税法においても、寄附者が市内居住であるか市外居住であるかという区別が規定されておらず、また住民税が翌年度課税であるという性格からも、いつの時点をもって「鳥取市民」とであると判定するのかが問題（例えば、寄附時点では鳥取市民であってもその後転出し、税額控除の適用を受ける時点では鳥取市民でない場合など）となり、定義が難しいことから、他都市とも情報交換を行いながら検討していきたいと考えています。</p> <p>次に②市民以外の方からの寄附金に対する返礼品は段階的に縮小することという要望については、この4月1日発出の総務省通知を受けて、返礼割合が3割以下となるように見直したところであり、当面は他都市の動向を伺いながら均衡を失しないようにしたいと考えています。</p> <p>また、③地場産品のPRと販売は別途の対策を拡充することという要望については、ふるさと寄附金制度を通じた地場産品のPRなどは、本事業の主目的ではなく、いわば副次的な産物であり、既に各担当課が地場産品のPRや販売促進を主たる目的とした施策を展開しています。</p>	<p style="text-align: center;">総務調整局 市民税課</p>

【共産党市議団】 市政要望の申し入れについて 回答

番号	要望項目	左に対する対応方針等	担当部・課
3	<p>今年1月と2月の大雪による市民生活と交通確保などの実態を生かして、積雪予測や除雪、雪害対策本部の設置の基準など早急に見直しをおこない、今年度の防災計画にしっかりと反映させること。</p>	<p>本市の地域防災計画では、雪害予防計画の章を設けて、雪害について個別に規定しているところではありますが、上位計画である鳥取県の地域防災計画でも、このたび大雪対策を盛り込む形での見直しを検討されているというふうに向っております。今後、こういった県の改正内容も踏まえた上で本市の地域防災計画へ反映してまいりたいと考えております。</p>	<p>防災調整監 危機管理課 都市整備部 道路課</p>
4	<p>自治会への補助制度であるコミュニティ雪害対策臨時支援事業は、市民有志（町内会のない地域）や町内会の未加入（賃貸住宅の居住者など）も補助対象とすること。また、補助金は、自治会等の構成員や高齢化率、除雪の距離数・費用も考慮したものにする。</p>	<p>本市では、今年2月の豪雪により公共交通機関がマヒするなど市民生活に大きな影響が出たことを踏まえ、除雪計画の見直しや小型除雪機貸出の増強など総合的な雪害対策の検討を進めています。 このたびのコミュニティ雪害対策臨時支援事業は、行政では行き届かない生活道路の除雪について、町内会が自主的に取り組まれる活動を支援したもので、総合的な雪害対策の検討を踏まえつつ、今後制度のあり方を検討していきたいと考えています。 町内会は、市政を推進する上で重要なパートナーであると認識しており、その組織強化は、地域生活を守るために重要です。高齢化が進展する中、各町内会は日ごろから防災・福祉・環境など地域の課題解決に向け、主体的かつ自主的な取り組みを進められてきており、除雪についても町内会としての活動を支援することが、地域コミュニティの維持、発展につながるものと考えています。</p>	<p>企画推進部 地域振興局 協働推進課</p>
5	<p>人権施策基本方針及び人権教育方針の改訂は、憲法と教育基本法の理念にもとづき、個人の尊厳と市民一人ひとりの人権の尊重を基本に、部落差別解消法にある人権啓発・教育の啓発等の施策についても、参議院の附帯決議を最大限に配慮して、適切に対処すること。</p>	<p>人権施策基本方針については、現在、第2次改訂に向けて「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」を開催し、協議を進めているところです。改訂に当たっては、憲法が示す基本的人権の尊重の視点を基本に、さまざまな人権問題の現状や課題を踏まえて検討するべきものと考えています。また、ご指摘の「部落差別解消法」を始めとする人権に関する個別の法律についても、基本理念や目的、付帯決議等に十分配慮していくべきものと考えています。</p>	<p>人権政策監 人権推進課</p>

【共産党市議団】 市政要望の申し入れについて 回答

番号	要望項目	左に対する対応方針等	担当部・課
6	精神障がい者の採用は、障害者差別解消法の趣旨と先進自治体の取り組みを踏まえて、30年度より行うこと。	障害者差別解消法と障害者雇用促進法の趣旨及び他の自治体の取り組みを踏まえ、今年度から障がい者を対象とした職員採用試験に、精神障がい者も受験できるように加えます。	総務部 職員課
7	住宅リフォーム助成は、市民からの要望が高く、業者の営業支援と地域経済の循環、また雇用拡大と業績アップによる税収増に資するものであることから、経済効果を目的とした制度で実施すること。	本市では、当初より期間限定で平成24年度から平成27年度まで「住宅小規模リフォーム助成事業」を実施しました。制度の目的である「居住環境の向上と地域経済の活性化」は果たしたものと判断しており、再実施は考えておりません。	都市整備部 建築住宅課
8	生活保護の担当者は、一般市民の生活を守るとともに、生活保護利用者の自立支援を強めるうえで、その人員配置は最低基準を満たすこと。	社会福祉法第16条に定められているケースワーカーの標準数の確保を目指すため、正規職員の不足分は任期付短時間勤務職員及び再任用職員を配置しています。	福祉部 生活福祉課
9	生活保護利用者への指導・援助は、困窮者の立場に寄り添いつつ、制度の説明を丁寧に行い、ボランティア活動等の自立支援に当たっては、本人等の身体状態や治療内容を把握し、本人等の意思・希望を尊重し、適切に行うこと。	生活保護制度や他法制度等の理解を深めるため、職員研修を月1回開催し、職員の資質の向上に努めているほか、機会あるごとに朝ミーティング等を通じて、それぞれの立場に寄り添った対応を行うよう周知・指導を行っているところです。 また、就労ボランティア等の自立支援の実施にあたっては、現在の病状や稼働能力に対する主治医の意見を踏まえ、本人と面談する中で、本人の意思や希望を尊重したうえで、適切に対応しています。	福祉部 生活福祉課
10	国保の都道府県化に向けての作業が進められているが、市民にもきちんと情報を公表すること。	国保の都道府県化に向けた協議において、国の財政負担の配分方法等が未だに示されておらず、被保険者に最も影響がある保険料負担等についての具体的な協議の進捗が見られない状況にあります。したがって、現在は被保険者の関わりが比較的薄い実務的な調整を先行して行っており、その状況は、県が一元的にホームページにおいて公表されているところです。 これまで本市議会に対しては、随時、進捗状況を説明しているところですが、市民に対しては、具体的な協議が進んだ段階で適切な時期、内容を見極めながら情報提供していきたいと考えております。	福祉部 保険年金課

【共産党市議団】 市政要望の申し入れについて 回答

番号	要望項目	左に対する対応方針等	担当部・課
11	<p>国保料の引下げは住民の願いであり、子育て支援の観点からも子どもの均等割の軽減は必要である。来年度から国保の都道府県化が実施されるが、18歳以下の均等割の軽減を県の独自の予算をつけて行うよう求めること。</p>	<p>要望内容につきましては、少子化対策のため、国が制度化すべきものとして、全国市長会で要望している事項ですので、地方の単独事業として県に実施を求める考えはありません。 なお、国保の都道府県化の協議にあたっては、可能な限り全体的な保険料負担の軽減を目指すことが最優先と考えておりますので、そのための県の財政負担と積極的な関与を要望しているところです。</p>	<p>福祉部 保険年金課</p>
12	<p>日常生活総合事業には上限額が設定されている。鳥取市は、国に向け財源確保を要求すること。鳥取市は上限額を口実に、必要なサービスが抑制されないようにすること。</p>	<p>要支援者の生活支援の充実や介護予防の推進を目的とする介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、国の方針に基づき適切に取り組んでいきます。</p>	<p>福祉部 地域包括ケア推進課</p>
13	<p>今年度は第7期介護保険事業計画を策定する年度である。策定にあたり、以下のことを求める。</p>		
①	<p>高すぎる介護保険料を、基金や一般会計からの繰入を行って引き下げを行うこと。</p>	<p>介護保険給付の財源とするため、法律で定められた負担割合以上に一般会計から繰り入れることは、被保険者が保険料を出し合い、そこに公的な資金も加えて、介護を国民全体で支えていくという介護保険制度の基本原則から外れるため困難です。 なお、介護給付費等準備基金については、介護保険の安定的な運営のための基金残高を確保しつつ、第7期の保険料に活用できる額を検討します。</p>	<p>福祉部 高齢社会課</p>
②	<p>特別養護老人ホームを増設すること。</p>	<p>第7期介護保険事業計画作成の中で、待機者の状況等を勘案し、整備が必要かどうか検討します。</p>	<p>福祉部 高齢社会課</p>

【共産党市議団】 市政要望の申し入れについて 回答

番号	要望項目	左に対する対応方針等	担当部・課
③	高齢化率の高い本市の特徴に見合った計画とし、地域住民による助け合いなど押し付けにならないようにすること。	計画の策定に当たっては、本市の現状と課題を十分に認識することはもとより、従前にも増して地域の福祉関係者をはじめとする市民の意向を伺う機会を設け、さらに生活支援コーディネーターの活動なども通して、市と地域の皆さんとが共通理解の上で策定する計画とするよう心掛けてまいります。	福祉部 高齢社会課
14	保育所入所は、保護者や家庭の事情を最大限考慮し、公正・公平に行うことが必要である。現在の基準指数の中に、多子世帯や障がいのある子どもを考慮する指数を設定すること。	保育所入所の利用調整に用いる入所基準指数表の基準指数の項目は、保護者の保育に欠ける状況を類型別で指数化しているものであり、新たな項目として追加することは難しいと考えておりますが、「多子世帯」や「障がいのある子ども」については、まずは他市の状況等を確認し、調整指数での考慮など研究してみたいと思います。	健康子ども部 子ども家庭課
15	鳥取県は3月に、保育士等の配置基準の弾力化の実施状況について調査を行っている。その結果、本市では3園の私立保育園が該当していた。市として、弾力化の状況を把握し、HP等で公表すること。あわせて、保育士資格を取得する支援を強めること。	本市としては、各園の保育士等の配置基準の弾力化の実施状況について独自に調査する予定はなく、公表することは考えておりません。なお、保育士資格を取得するための支援については、鳥取県の支援事業等を活用しながら進めてまいりたいと考えております。	健康子ども部 子ども家庭課
16	国は、今年度から要保護世帯の入学準備金の支給基準を引き上げた。それに伴い、要保護世帯への支給基準も今年度対象者から同額に引き上げること。	本市では、国による要保護世帯への新入学児童生徒学用品費の単価改定に伴う支給金額増額のため、平成29年6月市議会定例会へ補正予算計上を行っており、今年度支給分より対応予定としております。今後も、社会情勢を考慮し、引き続き援助を必要とする世帯への支援を行ってまいります。	教育委員会事務局 学校保健給食課